

広域シルバー 飯田

第112号

令和6年10月31日発行
(公社)飯田広域シルバー人材センター
飯田市鼎上山1890番地1
TEL:0265-22-8690
FAX:0265-22-8655
ホームページ: <https://webc.sjc.ne.jp/ida/>
E-mail: ida@sjc.ne.jp

～地域への「感謝を込めて」奉仕活動を実施しました～



伊賀良山本地区 三日市場運動公園中央広場の草とり



高森地区 市田灯籠流し後のゴミ拾い



松川地区 天竜川河川敷オオキンケイギク抜き取り作業



上村南信濃地区 和田保育園除草作業



松尾地区 松尾自治振興センター周辺除草作業



豊丘村役場周辺 植木刈込作業

※写真掲載は全地区の中から無作為に選ばせていただきました。

特集

令和6年11月1日付け「フリーランス法」の施行に伴い
 シルバー人材センターが提供する
請負・委任就業の契約方法を見直します

公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会
 公益社団法人 飯田広域シルバー人材センター

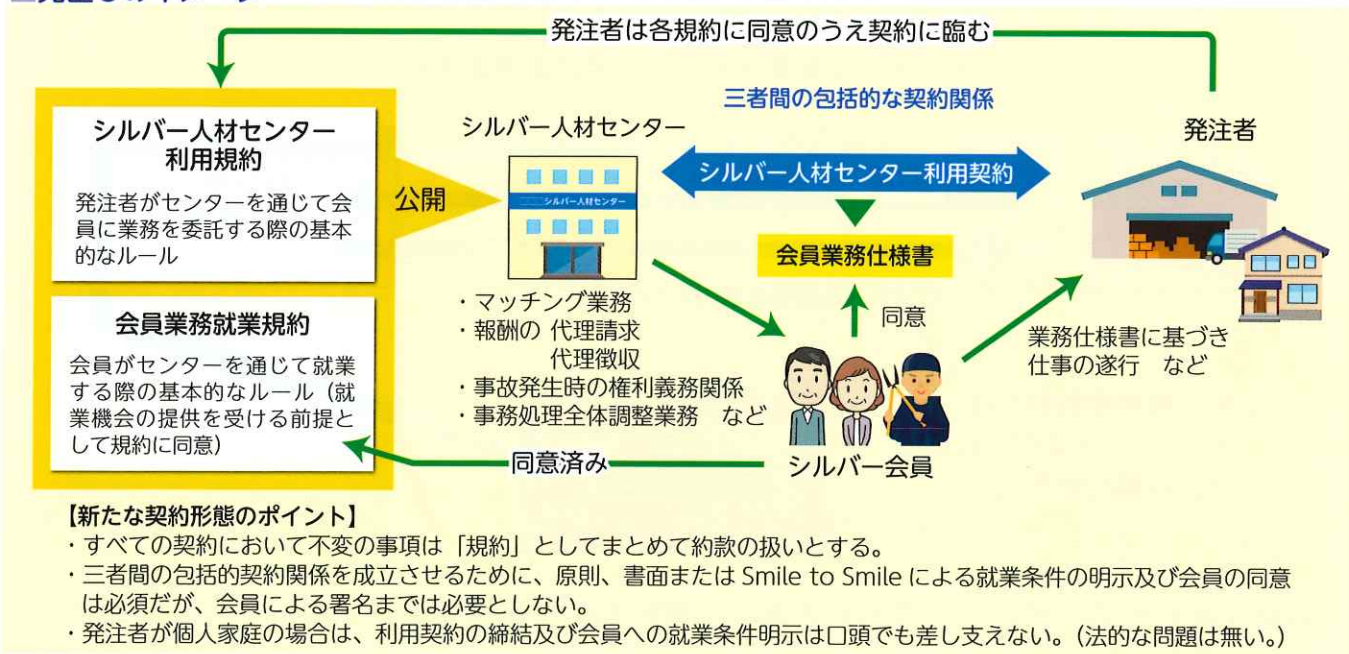
令和5年5月12日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス法)」が公布されました。この法律の趣旨※を踏まえる中で、施行期日が令和6年11月1日に決定したことから、シルバー人材センターから会員に提供している請負・委任就業の契約について、契約方法の見直しを行います。

現行の請負・委任就業の契約方法は、シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する2段階の形態となっています。この形態は発注者と会員との間で契約関係が生じる構造となっておりません。

このため、フリーランス(いわゆる実店舗がなく、雇人もいない自営業主、一人親方)である会員がフリーランス法による保護を受け、安心・安全に働ける就業環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からもシルバー人材センターの請負・委任就業の契約について、契約方法を見直すよう方針が示されています。

会員の皆さんにおかれましては、請負・委任就業の契約方法の見直しへのご理解をお願いします。

見直しのイメージ



※フリーランス法とは？

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス法)」が制定されたことにより、シルバー人材センターの会員(特定受託事業者と称し、フリーランスとみなされる)が請負・委任業務に安心して従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする発注者(特定業務委託事業者)に対して、配分金(報酬等)やその他の就業事項の内容の明示が義務付けられました。

請負・委任契約方法の現行との変更点

1 会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わるところはありません。

センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。会員の皆さんには今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かご意見・ご要望等があれば、遠慮なく当センター（Tel 22-8690）にご相談ください。

2 「会員就業条件明示書」への同意

発注者とセンターの間で契約を締結することに変更はありませんが、令和6年11月1日以降、センターは就業を予定している会員に対して、業務内容や配分金（報酬等）をお示し（口頭説明を含む）します。会員はその就業条件等を確認し、同意することで発注者との間に契約関係が成立することになります。

なお、発注者が事業者の場合は従来の「就業依頼書」に変わって「会員就業条件明示書」を書面又は当センター公式ホームページの会員向け専用サイト「Smile to Smile」を活用して明示することになります。従って「Smile to Smile」の活用は、会員とセンターのアナログ中心のコミュニケーションの図り方を徐々にデジタルに変革していくうえでの最重要施策の一つとして捉えています。

3 「会員就業条件明示書」のデジタル化による対応について

会員への「会員就業条件明示書」の明示については、センターへの来所による文書の手渡しや郵送等では、時間と事務的な経費や負担がかかり非効率であるため、全国のセンターでは、会員が就業条件の内容をスマートフォン等で、いつでも、どこでも、簡単に確認できる「デジタル方式」の仕組みづくりを進めています。

当センターにおいても「シルバー事業のデジタル化」を推進するため、出来るだけ多くの会員に「Smile to Smile」の活用をお願いしております。現在登録会員数は284人に上り、更に増え続けています。

まだ登録されていない会員の皆さんは、当センターのデジタル化推進担当Tel 22-8690までお問合せください。

4 配分金（報酬等）の扱いについて

配分金（報酬等）については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。

発注者が支払う料金の一部について消費税の課税関係が変わります

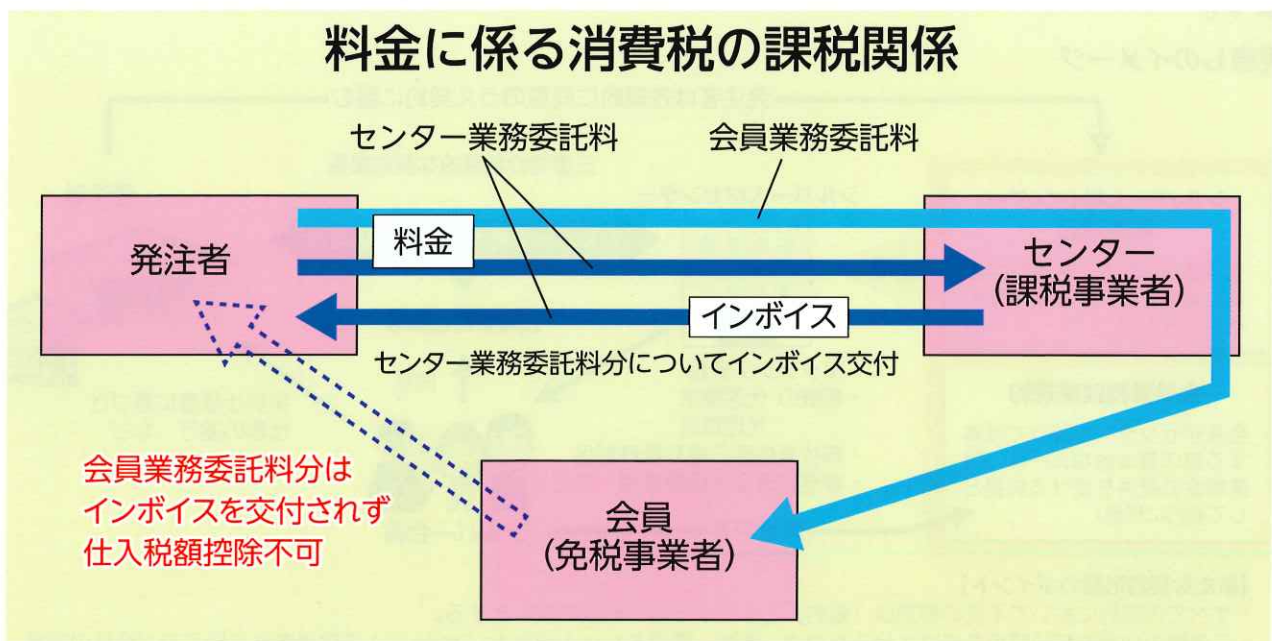
シルバー人材センターが発注者からいただく料金は、「会員への配分金（会員が手にする報酬等）」と「センターの事務手数料」の2つで構成されています。このうち、「会員への配分金（会員が手にする報酬等）」については、フリーランス法による新たな契約方法では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。

そのため、センターは、「センター事務手数料」の部分については消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、「会員への配分金（会員が手にする報酬等）」の部分については交付することができません。

この場合、本来であれば会員が「配分金に係るインボイス」を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるため、インボイス制度による消費税はこれまでどおり免税となります。

センターが発行する請求書には、次のとおり料金の内訳を記載していますのでご注意ください。

- ① 適格請求書分・・・センターの事務手数料
- ② 非適格請求書分・・・会員への配分金（報酬等）



※発注者が次のいずれかに該当する場合、契約方法を見直す場合であってもこれまでの消費税納税の取り扱いと変更はありません。

- ① 個人や家庭など事業者ではない者：消費税申告納税対象外（納税義務対象外）
- ② 簡易課税制度を選択している事業者：消費納税額計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取り扱い。
- ③ 官公庁などの一般会計による事業：みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱い。

～センターの上半期の主なできごと～

「ゆるり飯沼」へ 飯田市議が視察・見学に

六月二十七日、子育て支援「ゆるり飯沼」へ飯田市議会社会文教委員会の議員が三名お見えになり、子育て講習会を見学し、施設利用者の保護者の方や、センター就業会員から飯田市の子育て支援施策について、意見・要望を熱心に聞きとりながら意見交換をされました。



安全適正就業パトロール実施

「安全適正就業強化月間」の取り組みとして、七月二十三日、県シ連合会による安全適正就業パトロールが実施されました。今回は座光寺地区の剪定作業現場で行い、服装、作業道具の安全確認、就業状況、安全意识の持ち方等、安全適正就業パトロール点検表に沿ってチェックをしていただきました。すべての点に於いて安全に実施されており、良い評価をいただきました。



令和六年度南信ブロック役員研修会を終えて

九月九日茅野市民会館で、南信ブロック役員研修会が開催されました。研修会では「シルバー事業の現状と課題」について県常務理事の宮下善人様より講演がありました。来年は、シルバー人材センターが創設されて五十年になり、「自主、自立的な運営」「共働、共助で働く」を基本理念として運営されて来ましたが、企業における定年延長などにより入会者が少ない事、高齢により退会者が増えている事、特に女性会員が少ないなど現状についてお話がありました。今後の課題として「会員の拡大」が最重要課題であり、特に女性会員の確保に重点を置いて取り組み、一つ一つの取り組みを出来る事から着実に進めて欲しいとの事でした。(丸山昭臣)



「いろどりの会」

ブルーベリー狩り実施

梅雨明けの、七月十九日初めての屋外活動でブルーベリー狩りをしました。会のねらいの上に、場所と何をするか再三話し合い、伊賀良北方の「三和観光農園」さんに、お願いしました。

十七名の参加でアップルパイを作り焼き上がりの時間まで爽やかな大地でブルーベリーを摘み、口いっぱい頬張りながらワイワイガヤガヤと昭和の少女の時間は、心とお腹を満たしてくれました。
(牧原博子)



「塩尻シルバー」が視察訪問

九月二十四日に塩尻地域シルバー人材センターの役員、地域班長、事務局職員十五名の方々が女性会員拡大・会員退会抑止などについての研修のため来訪されました。当センターでは四名の女性役員が女性会員の会「いろどりの会」の立ち上げに至る経過・活動実績等について説明をしました。

「苦勞より自分が楽しい事をやって、一緒に楽しむ事が一番大切。これからも楽しい事を実施してシルバーの活動をしていきたい」とそれぞれの熱い思いを語っていたとき、有意義な意見交換ができました。



飯田広域が安全就業シルバー人材

センター優良賞を受賞

六月二十日、令和六年度全シ協定時総会において、当センターが「安全就業シルバー人材センター優良賞」として表彰されました。今年度はコロナ禍で延期となっていた四年間分(優秀賞六・優良賞九センター)が表彰されました。表彰の規定に従い県連合会より推薦を頂き、選定委員会の審査を経て決定されました。また、十月二十八日には県連合会の安全・適正就業推進大会にて竹内専務理事が飯田広域の安全推進委員会並びに会員の取り組みについて講演を行いました。この受賞を励みに、更に、「事故ゼロ」を目指し、安全意识を高めて安全就業に取り組みしましょう。



表彰状と記念品(血圧計)

10・11月は「入会促進強化期間」です!

センターの普及啓発事業の取り組み

10・11月「入会促進強化期間」 (会員募集キャンペーン)	飯田市	高森町	豊丘村	喬木村	松川町
・期間	10/1～11/30				
・周知方法	南信州新聞 広告掲載 10/5(土)・10/19(土)・11/2(土)・11/16(土)				
	広報いいだ 10月号	・組合回覧	・組合回覧	・組合回覧	・組合回覧
		・オフトーク放送	・文字放送他	・オフトーク放送	・オフトーク放送
		・窓口チラシ設置	・窓口チラシ設置	・窓口チラシ設置	・窓口チラシ設置

※2・3月「入会促進強化期間」(会員募集特別キャンペーン)を予定。

・「センター」PR作戦	※飯田ケーブルテレビ：ictvケーブルニュースで1日10回・5月～3月・週5日・15秒CMを流しています。
-------------	---

会員募集中

60歳以上の働く意欲のある方
あなたの知識と経験を求めています

10月・11月は「入会促進強化期間」
この期間中に入会して頂いた方に粗品を進呈します。

公益社団法人 飯田広域シルバー人材センター

TEL:0265-22-8690

詳しくは、お気軽に当センターまでお問合せください
飯田市鼎上山1890-1



女性会員 大歓迎!

草刈り・草取り・植木剪定に
チャレンジしたい方、
大募集しています



「チエブクロー」
シルバー人材センター
マスコットキャラクター

※広報いいだ10月号に掲載

お正月を「シルバーの門松」で

毎年好評をいただいております「シルバーの門松」、今年もご予約お受けします。会員が心を込めて製作しますので、ぜひご利用ください。

	販売価格	玄関用(対)	左右1組	28,000円
		玄関用(大)	約135cm	15,000円
		玄関用(中)	約110cm	13,000円
		ミニ門松(大)	約60cm	7,000円
		ミニ門松(小)	約45cm	4,000円
予約受付		令和6年11月15日(金)～12月13日(金) シルバー人材センター事務局(☎22-8690)		

会員の皆さんへ

※センターPR用に
ポケットティッシュ
を作成しました。




会員数

令和6年
10/17 現在

男
590名

女
250名

合計
840名

◆ 編集後記 ◆

私がシルバー人材センターで活動する中で、心に願いますことは、第一に会員さんの健康であります。そして有意義に楽しく、良い人間関係を持ち仕事に就労し、人生の充実を図ることです。労賃を得て、それをもとに、社会見聞を拓げ、その入り口から、学びを深めていただきたいと願うものです。人生は生涯が学びであり、死期までの、競争であると思います。幸い、飯田の城下町を中心とする、この伊那谷は中世から近代にかけて文化が開け、他にない歴史的な遺跡や偉人達の活躍の場であったことが、数々証明されています。よく働いて、健康寿命を延ばし、大いに、学びあいましょう。
(寺沢茂春)

派遣就業求人情報

こちらから
ご覧ください

